

令和8年度熊本県公立学校教員採用選考考查についての現況

令和7年4月16日(水)現在

● 第一次考查

- ・予定どおり

6月15日(日)実施予定、会場等変更なし

● 志願手続について

- ・職歴は直近5年以内のものを入力する

- ・申込時に顔写真のデータが必要となるので電子申請を行う前に準備しておくこと

※3か月以内に撮影した上半身・脱帽・正面向き・無背景の縦横比4:3程度のもので、本人と確認できるもの。ファイル形式は、jpg,jpeg,png形式のいずれかとする。条件を満たさない写真データが提出された場合は、データの差し替えを依頼することがある。

【条件を満たさないデータの例】

- ・プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの
 - ・写真の大きさが小さいもの
 - ・写真の向きが異なるもの
 - ・背景が写っているもの
 - ・選考考查の志願書の写真としてふさわしくないと判断されたもの
 - ・特別選考及び加点制度に関する必要書類は、下の提出先に郵送又は持参
- ※提出用封筒の書き方は実施要項の P.20を参照

※令和7年5月1日(木)必着

※持参の場合は平日8:30～17:00のみ受付

※『複数校種免許状所有者及び取得見込者に対する加点』については、第二次考查合格後に提出。

<提出先>

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県教育庁教育総務局学校人事課 教員採用・育成班

<問合せ先>

メール:gakkoujinji@pref.kumamoto.lg.jp

※表題を「教員採用質問」としてください。

電 話:096-333-2857(学校人事課 教員採用・育成班)

令和8年度熊本県公立学校教員採用選考考查に関するQ&A

～志願手続・記入の仕方等～

Q:所有している免許状が休眠状態ですが、志願することはできますか。

A:できます。

令和4年度、教員免許更新制が解消されたことに伴い、令和4年7月1日時点で有効な普通免許状(休眠状態含む)は、手続きなく有効期限のない免許状となりました。なお、免許更新せず「失効」となった免許状については、授与の手続きを行う必要があります。

免許状の有効性の確認については、熊本県教育委員会ホームページをご確認ください。

※熊本県教育委員会ホームページ URL

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9026.html>

※免許状**取得見込**で採用選考考查を受考される方(キャリアチェンジ特別選考【社会人対象】の**受考資格イ**で受考される方を除く)は、**令和8年3月末までに授与申請**を行う必要があります。免許状が取得できない場合、候補者名簿から削除されますので、早めの申請を心がけてください。(特に、本年度、免許状取得見込による加点を考えている方は、免許状が取得できないと加点が無効となりますので、ご注意ください。)

～加点制度～

Q:司書教諭の資格を所有している者の加点制度の必要書類で、要件を満たすことを証明する書類は「単位取得証明書」でよいですか。(実施要項P. 12)

A:「司書教諭講習修了証書」(文部科学省交付)または「司書教諭資格取得証明書」(各大学交付)が必要であり、「単位取得証明書」は該当しません。

～キャリアチェンジ特別選考～

Q:民間企業A社で正規職員として1年半、B社で同じく3年半で合計5年の勤務経験がありますが、「キャリアチェンジ特別選考【社会人対象】」受考資格③の対象になりますか。

A:民間企業等に5年以上正規職員としての勤務経験を有する方が対象であるため、該当します。(実施要項P. 7)

Q:「キャリアチェンジ特別選考【社会人対象】」受考資格③での受考を希望しています。経験実績を証明する書類として、どのような書類を提出すればよいですか。(実施要項P. 7)

A:「①受考者名、②雇用期間、③雇用形態が記載され、勤務先の代表者が証明したもの」であれば、どのような様式でも構いません。すでに退職されている方も、勤務当時または現在の代表者が証明したものであれば可です。ただし、健康保険証や、年金証書等では代用できません。なお、勤務経験を証明する書類(在職証明書)の参考様式を熊本県教育委員会ホームページに掲載しています。受考する特別選考等により、証明が必要な事項が異なりますので、詳細については、実施要項で受考資格及び提出書類を確認してください。

※熊本県教育委員会ホームページ URL

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/232790.html>

**Q:免許を所有せずキャリアチェンジ特別選考【社会人対象】で合格した場合、令和8年4月から学校に勤務できますか。
(実施要項P. 7)**

A:採用は『免許取得後』の4月1日としています。採用猶予期間は、令和10年3月31日までです。令和8年4月採用予定となるのは、現在、免許を所有している方または令和8年3月31日までに取得見込の方です。